

講演

信託への期待

東京大学大学院法学政治学研究科教授 沖野 眞 己



はじめに

ご紹介にあずかりました、沖野でございます。

ご紹介いただきましたように、私は民法、信託法を専門としておるものですから、まず民法の話から始めさせていただきたいと思えます。

1. 立法動向

民法という法律は、明治政府の不平等条約の改正という政治・外交の課題を解決するた

めに必要な一大事業であり、明治初期から取組みが始められます。明治政府の宿願の1つであったわけですが、現在の民法は明治29年(1896年)の法律であって、それが現在まで通用しています。もっとも社会の変化に応じるべく、改正は行われてきました。明治の法律に対する大きな改正が、それぞれ、昭和、平成にあります。昭和の改正は、敗戦、そして日本国憲法の制定を受けた昭和22年の「家族法」つまり全5編から成る民法の第4編と第5編、親族編と相続編の全面改正です。それ以前の、家制度や戸主制度が廃止され、家族秩序や相続秩序が大きな変更を受けました。

平成の大きな改正が、昨年(2017年)に成立した債権法・債権関係の改正です。これは、昭和22年改正では、また、その後も大部分は手つかずであった契約を中心とする法律関係について改正を行うものです。昨年の6月2日法律第44号として公布されました。消滅時効、意思表示、代理などの第1編の総則の規定、債務不履行や債権譲渡、保証、詐害行為取消権といった第3編債権編の総則の規定、定型約款や解除などの第3編債権編第2章の契約総則

— 目 次 —

はじめに

1. 立法動向
2. 信託制度への期待—現状
3. 信託法理への期待、信託の担い手への期待
4. 信託への期待—今後

おわりに

の規定、売買、賃貸借、消費貸借などの契約各則の規定が大きく変わります。現在は、施行までの準備期間であり、平成32年（2020年）4月1日から施行されます。

平成も終わりを告げようとしている中、この債権法の改正は、平成の大改正と呼ぶにふさわしい規模のものです。かつて、民法は、「不磨の大典」と言われ、改正はほとんどされず、それが社会の安定にもつながってきたという面があります。朝令暮改の正反対というわけです。一方で、社会の変化に対応した法律関係の形成が要請されます。この要請に対しては、解釈という形で、そして、解釈では限界がある場合に、特別法という形で、民法の外に、より特化した法律を制定することで、おおむね対応してきました。しかし、社会の変化は民法本体の改正を要請するに至ったということであり、また、解釈の形での展開や百年以上の間に形成され、蓄積された膨大ともいえる解釈、特に判例のルールの集積は、本来は、取引社会や人々の生活を支える民法が、民法自体をみても、ルールの内容がわからないという不透明さを生んできました。今回の改正は、社会の変化に応じた適切なルールを設けること、民法に書かれたルールからは直ちに見えない、解釈によって展開され、蓄積されたルールを、最大の利害関係人である国民に対して、可視化すること、という課題に対応したものであったわけです。

このような課題は、もはや、民法を「不磨の大典」のままにはおかない状況を作り出しています。活発な立法活動が、民法について、また、その特別法についてみられます。この3月（13日）には、今国会に、さらに、民法を改正する法律が、2つ提案されています。

1つは、成年年齢の引き下げであり、現在、

満20歳をもって成年とする規定を、満18歳とする改正を内容とするものです。時を同じくして、消費者契約法を改正する法案が提出されております。成年年齢の引き下げに伴って想定され、懸念される、若年の社会人についての消費者被害への対応として、消費者契約法に新たな契約の取消権の規定を設けるなどの手当てが、その内容の一部をなしていることが着目されます。

もう1つは、相続法、相続関係の改正です。改正の事実としての契機は、非嫡出子の相続分を嫡出子の半分と定める規定が、かつて、民法に存在しており、これを憲法違反であるとする最高裁の大法廷決定（最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁）を受けて、迅速な立法対応としてその規定が削除されたこと（平成25年改正）に始まります。非嫡出子と嫡出子の相続分についての平等化という問題を超えて、法律婚にどのような効果を与えるべきか、なかでも、配偶者の死亡の局面において、遺される生存配偶者にどのような地位や保護を与えるべきかが、政策課題として浮かびあがることになりました。背景をなす、社会事情として、高齢化、高齢社会があります。高齢に伴い、離婚や再婚が増え、たとえば、高齢者同士の再婚で、遺される配偶者と前婚からの成人した子が、共同相続をするなどの状況が増え、家族関係のいっそうの多様化を生むとともに、高齢の生存配偶者の生活の保障といった問題を生じさせます。こういったきっかけや背景のもとで、相続法、相続関係の改正が検討されたわけです。生存配偶者のための、生涯にわたる長期居住権の創設、生存配偶者の遺産分割までの間の居住の基礎づけを図る短期居住権の導入、婚姻期間が20年以上に及ぶ場合に、居住用の建物と敷

地について生存配偶者に遺贈や贈与をしていたときにそれを確保させるための持ち戻し免除の意思表示の推定といった新たな規定や制度は、この政策課題に対応するものです。

しかし、今回の相続法改正は、これにとどまりません。1つは、預金について、共同相続の場合は、当然分割となり、各相続人が直ちに行使できると考えられていたところを、従前の判例を変更する大法廷決定が一昨年末に出されました（最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁）。この結果、全員で行使するか、遺産分割を待つかしない限り、預金債権を行使できなくなったわけですが、たとえば葬儀費用や当座の生活費などをどうするのかという問題が生じます。これに対応した仮払いの制度が、裁判所を通じてのもの（家事事件手続法による仮分割の仮処分）と、裁判所を通じないものの2種が提案されています。

また、遺産分割前に、一部の相続人が払戻しを受けたような場合に、遺産分割でそのことを考慮して遺産分割が行えるようにする、調整措置も提案されています。

遺言の制度は高齢社会の進展に伴いその利用がさらに予期されるところでございますけれども、自筆証書遺言の方式を緩和して、財産について印刷した目録を添付することができるようにすることや、遺言書の保管制度の導入、遺言執行者の権限の明確化があります。

また、遺留分制度について、その算定に関する見直しや、従来の物権効から金銭債権化への転換が図られます。

このほかにも、たとえば、いわゆる嫁の貢献など、相続人以外の者の貢献・特別の寄与について、相続人に請求できるようにすることや、相続による権利の承継・義務の承継に

ついても見直しや明確化が図られます。改正法案の内容をみると、契機となった政策課題を超えて、相当に広範囲にわたる改正内容であることがわかります。

このように民法では大きな改正が続いており、そこまでではない改正や特別法の制定も、頻繁に行われつつあります。活発な立法活動が観察されるのですが、では、信託についてはどうでしょうか。信託関係を規律する法律の中核に位置するのは、信託法と信託業法です。兼営法や金融商品取引法も、非常に重要ですが、私の専門分野から、ここでも、話を信託の、私法上の、つまり私人の間の法律関係を規律する信託法に絞ります。

現行の信託法は、平成18年（2006年）に新しく制定されました。それ以前は、大正11年（1922年）に制定された信託法でした。大正11年の信託法は、当時横行した信託会社の名称での不適切な信託の利用に対し、業法とセットでその適正化を図ろうというものでした。そのため、かなり規制色の強いものであったと言われています。平成18年の新しい信託法は、実質的には大正11年の信託法を改正するものですが、改正の理念は、信託の多様な利用を支えることにあります。大正11年の信託法のもとの解釈や実務の展開を受けて、信託をさまざまな形で利用していくことが求められ、その観点からは、大正11年の信託法は十分ではなかったわけです。信託の多様な利用を支えるという観点は、いち早く、信託業法の改正において、対象財産の拡大や受託者の担い手の拡大となって現れていましたが、平成18年の信託法は、正面から、信託の私法上の法律関係に切り込むものでした。

そして、この平成18年の信託法にも動きがあります。小さなところでは、レジュメに掲

載しております、後見制度との関係で、受託者等の資格を見直す改正が今国会に提出されています。これは、信託や信託制度をどうするかというより、成年被後見人についての話です。精神上の障害があって判断能力が減退しているという人に家庭裁判所の審判によって後見人が付されるわけなのですけれども、成年被後見人についての自発性の尊重、いわゆるノーマライゼーションの観点や、不要な社会的スティグマ（烙印）の排除という観点からのものです。

より大きな、信託および信託法として注目すべきは、公益信託に関する改正です。

平成18年の信託法制定によって、大正11年の信託法は名称を「公益信託ニ関スル法律」に改められました。これは、信託法の改正が公益信託の部分は措いてなされたためです。公益信託の部分が措かれたのは、当時、公益法人制度の改革が行われており、政省令の内容や、その後の展開などを見据える必要があったからです。信託は、多様な利用が可能ですが、その1つの側面として、一定の目的のための組織という機能をも持ちます。この点で、法人制度や会社制度と競合する仕組みでもあります。また、公益目的で信託を用いる場合、それを財団法人の形で行うこともできます。公益信託をどのような制度として構築するか、「公益信託ニ関スル法律」をどのような内容のものとするかは、公益法人制度の帰趨を睨みつつ、とされたのは、このような事情によるものです。

公益信託制度の見直しは、現在、法務大臣の諮問機関である法制審議会に設けられた信託法部会で検討が進められています。「公益信託法の見直しに関する中間試案」がとりまとめられ、本年（2018年）1月9日に公表さ

れ、パブリックコメントの手続が実施されました。期間は2月19日までで、このパブリックコメントの結果が、3月20日に開催された信託法部会で報告され、検討の機会がもたれています。今後、信託法部会でさらに検討を行い、要綱案を確定して、法制審議会の総会に報告し、総会での検討と承認を得て要綱となり、法務大臣に答申が行われることとなります。時期は、将来のことですので、予測にすぎませんが、今年度中には、答申ということになると推測されます。

そのような公益信託制度、公益信託法の見直しですが、その依って立つ基本は、私人による公益活動の拡大を支えるということです。かつて、公益活動は、国家や地方自治体などの中央・地方の政府が独占的に行うものであり、私人が行うものについても、政府の許可と監督のもとで行うべきであるという考え方がとられていました。これは、公益法人であれ公益信託であれ同様であり、主務官庁の許可制と主務官庁による監督はこれを表すものです。しかし、政府による活動だけでは限界があることは、特に、1995年の阪神淡路大震災後のボランティア活動等を通じて明らかになっており、私人による公益活動を促進し、その受け皿を充実させることは、1つの政策課題でもありました。すでに、NPO 法人の制度や、公益法人制度の改革などがずっと先行しておりますが、公益信託は、法人といういわば大がかりな制度を用いず、既に存在する受託者の有する法的人格とその専門性を用いて、公益活動を行うことを提供できる仕組みです。そこで、公益信託制度・公益信託法の見直しに関する中間試案では、主務官庁の許可・監督の制度を廃止して、これに代わる、適正確保の仕組み、認定やガバナンスの仕組

みを導入することが提案されています。また、公益信託の対象となる財産や担い手、つまり受託者となる者の拡大などが図られています。この見直しの動きは、私人による公益活動の受け皿としての「信託」への期待を反映するものと言えるでしょう。

2. 信託制度への期待—現状

信託制度への期待は、信託という制度の現実の活用に見えています。従来、信託銀行が受託者として担ってきた企業年金の運営、企業資産の証券化・流動化、投資信託という金融商品の提供などのほかに、高齢社会を背景とした民事の展開もみられます。一例が、後見制度支援信託です。これは、法律が改正されたというのではなく、平成18年制定の信託法のもとで、信託制度を利用して、高齢社会における財産管理や能力制度の補完を図るものです。精神上の障害によって判断能力の減退した人には、その財産の保護や管理のために、家庭裁判所の審判によって後見人を付けることができます。ちなみに、親権者のない未成年者についても付けられるのですが、措いておきましょう。成年の場合は、成年後見人です。社会問題化しましたのが、家族の一員が成年後見人になるときの使い込みなどです。原因はさまざまあるのですが、意図的な濫用の可能性もありますけれど、後見人という役割についての十分な認識がなく、自分の財産と同じように考えてしまうといった事情もあるようです。後見制度支援信託は、それへの対応の一環として信託制度を活用するものであり、当座、ないし日常生活に必要な金銭や金融資産について、金銭化して、これを信託銀行に信託し、信託銀行は、家庭

裁判所の指示書に従って、払い出しを行うという仕組みです。後見人が信託財産を引き出すには、家庭裁判所の指示書と信託銀行のチェックが必要であり、信託銀行は、ゲートキーパーの役割、あるいは、財布のヒモの管理者としての役割を担うことになります。この制度は、もちろん、引き出した金銭を実際にどう使ったかまでは、信託銀行つまり受託者が監督するというわけではありませんので、濫用の危険を完全に排除することにはなりませんし、また、家族・親族が後見人のときは、推定相続人でもあるために、消極的な濫用、つまり、必要な資金をかけない、それによって多くを相続財産に遺そうとするといった行動には対応できないわけですが、所期の目的に照らして一定の成果をあげていると見受けられます。利用数の拡大は、その証左と言えるでしょう。

裁判所の統計によりますと、利用人数で見ますと、導入当初の平成24年は98人であったのが、翌平成25年には540人、平成26年には2,764人、平成27年には6,563人、平成28年には6,941人となっています。信託財産額は、当初の平成24年度は総額42億6,600万円、翌25年は201億4,900万円、26年には1,011億5,400万円となり、平成27年は2,120億7,800万円、平成28年は2,144億900万円です。平成24年2月から平成28年12月までに後見制度支援信託が利用された成年被後見人及び未成年被後見人の数の累計は16,950人、信託財産額の累計は約5,520億5,600万円となっています。

財産管理方法として、一群の財産を切り出すという信託の機能と、信託の担い手である受託者の専門性や知見の活用という信託の機能のそれぞれに期待するものと言えるでしょう。

信託という制度を改めてみますと、それは、特定の主体つまり受託者に、財産を託して、管理・運営を任せる仕組みであり、財産の名義自体を受託者に移転するのですが、受託者は財産の名義主体である場合には通常得られるそれゆえの利益は、とらない、という仕組みです。そこには、一定の目的のために財産の管理運用等を任せるといふ委任の要素、財産を移転するといふ財産移転の要素、そして、名義主体と利益享受主体の分離といふ要素がみられます。

言い換えますと、信託は、①一定目的のために財産を括りだし、その運営を行う仕組みです。他者に財産権を移転してしまいますから、その主体たる受託者のもとで適切な財産管理運営等が行われるために、②担い手たる受託者には、「高度の義務」が課され、その違反に対する「救済」が用意されます。この義務は、ときに「フィデューシャリー・デューティ」といわれます。③また、一定目的のために財産を括り出し、受託者はその財産の主体であることによって利益を得ることはできないことから、名義主体は受託者であっても、その固有の債権者のための引当財産・責任財産とはならず、責任財産の分離・独立が図られます。倒産の場合にも、信託財産は倒産から保全されることから、倒産隔離効と言われます。そして、倒産隔離効は、信託特有のものとしては受託者の倒産からの隔離ですが、財産を受託者に移転することに伴い、委託者の倒産からも隔離されるという効果があります。この双方を含んで、信託の倒産隔離効が語られます。信託制度の利用には、受託者の高度の義務の点への期待と、責任財産の分離・独立、いわゆる倒産隔離効への期待の両面があり、それぞれ、あるいは双方に着目

した利用がされ、また、期待がされているわけです。

お話しした、後見制度支援信託のほか、前渡金の保全措置などでも、しばしば、信託を用いるということが行われ、また、論じられるのは、このような信託制度への期待を示すものと言えるでしょう。

3. 信託法理への期待、信託の担い手への期待

信託という制度が所期の目的に即して運営されるかの鍵を握るのは、信託の担い手である受託者です。受託者には、財産をその名義にしてしまうだけにいっそう高い注意義務が課され、それは、ときにフィデューシャリー・デューティと呼ばれると言いました。フィデューシャリー・デューティというのは、英語ですが、英米におけるこの概念は、信託の受託者が負う義務を、法技術的には信託ではなく、信託受託者ではない主体にも及ぼす役割を担って展開したという面があります。

たとえば、弁護士が顧客に対して、フィデューシャリー・デューティを負うといった場合です。そこに、信託が設定されているわけではなくとも、託された者として、顧客の利益を図る、さらにはその利益を専一に・専らにし、自己利益を図らない、という義務が、信託の受託者ではなくとも、受託者・フィデューシャリーとして、課されるのだ、といった展開です。これは、法技術的には、信託あるいは信託の受託者そのもの話ではありませんが、信託の法理や信託の担い手の役割を、信託ないし信託受託者類似のほかの局面で用いるもので、信託の法理や、信託の担い手の規律への期待の表れといえるでしょう。

このような信託法理や担い手への期待は、とりわけ金融分野に顕著にみられます。金融の分野では、かねて、信託受託者にとどまらず、「受託者責任」や「フィデューシャリー」、「フィデューシャリー・デューティ」が語られ、提唱されてきました。ご来賓の方々のご挨拶の中にありました金融分野における2つの事項、すなわちスチュワードシップ・コードやあるいは顧客本位の業務運営に関する原則という近時の展開はこれに着目したものと見ることもできます。

平成26年に策定され、平成29年に改訂された、スチュワードシップ・コードは、年金基金等を念頭に、「責任ある機関投資家」に「企業の持続的な成長に向けた」投資家と企業の「深度ある」「建設的な対話」、その充実（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（3）、平成28年11月）を求めるものです。

注目したいのは、「スチュワードシップ」という概念が用いられていることです。「スチュワードシップ」はイギリスの信託法の教科書などでも目にしたことがあり、そこでは、「トラスティシップ」と代替的に用いられていました。投資先と建設的な対話をするかどうかは、自分の投資であれば、いわば好きにすればよいことです。スチュワードシップ・コードで想定されているのは、それが、「最終受益者」から「投資先企業」への流れの中で、財産を託された者、スチュワードの行為標準、期待される活動・役割です。そのようなものとして、投資の成果に注意を払い、投資先企業と建設的な対話を行うべきだという考え方です。

スチュワードシップ・コード自体は、目的

は、コーポレート・ガバナンスにおける役割の発揮であり、企業の持続的な成長の確保のために、スチュワードを活用するというものであって、信託の場合の受託者の義務において語られる、受益者の保護を直接に目指すものではありません。もちろん、投資が成果をあげることは受益者の保護に資するわけですし、財産の管理運営を託された受託者の義務の中心でもあります。

これに対し、金融分野におけるフィデューシャリーやフィデューシャリー・デューティへの着目のもう1つは、昨年（平成29年）3月に公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」ですが、こちらはまさに顧客の保護に目を向けるものです。同原則では、かっこ書きで、端的に「フィデューシャリー・デューティ」の語が使われ、「FD原則」と略されることもあるようです。対象となるのは金融事業者であり、それには、金融商品を販売する業者のように、法的には、売買の売主であって、信託の受託者ではなく、財産を託された者とも言いがたい者が含まれています。したがって、法技術的な意味で、信託受託者でないのはもとより、フィデューシャリーにも該当するとは言えない面があります。

FD原則の捉え方は様々ありえますし、このような用語法には、理論的な観点からの批判もあるところです。私自身は、インベストメント・チェーンという語に示される、顧客から金銭等を託されて管理・運営する、全体としての仕組みの中で、その仕組みをそれぞれの部署で担う、金融の専門家、金融事業者に期待される役割を体現するものと考えています。

少なくとも、信託受託者を出発点として展開した、フィデューシャリーやフィデューシ

ラリー・デューティの概念への期待が、この基礎にあると言うことは、あながち間違っていないと思われます。

4. 信託への期待—今後

このように、信託制度への期待、信託法理や担い手の役割に対する期待の、現状、その一例をみてきました。今後はどうでしょうか。私は、制度としての信託には、なお多くが期待されていると考えています。

冒頭の民法改正に戻りましょう。(本年)3月に国会に提出された相続法・相続関係の改正法案において、たとえば、生存配偶者の生涯にわたる居住確保の一方策として、長期居住権の制度の新設が提案されていると申し上げました。これは、一方で、非嫡出子の相続分規定の違憲判決を受けて、法律婚の保護や配偶者の保護という政策課題に沿ったものですが、他方では、高齢社会の進展や家族のあり方の多様化が、背景事情にあります。高齢社会の進展の結果、相続が起こる代表的な場面では、死亡する被相続人は高齢ですが、その相続人である子供も、成人しているばかりか、かなりの年齢である場合が少なくありません。壮年、あるいは老年かもしれません。かつて高度成長期に言われたような、比較的若い時に大黒柱を失ってまだ小さな子供がいるのをどうするかというのは問題状況がかなり違っているわけです。また、死別、離別、再婚などで、遺された配偶者と子供との間には血縁も親子関係もないということがあります。このとき、生存配偶者は、そのまま、被相続人が有する不動産・住居に住み続けさせたいが、生存配偶者が死亡したときは、子供は生存配偶者の子ではないので、子供に財産

は承継されず、生存配偶者の親族の方に承継されていくのは避けたいということがあるでしょう。生存配偶者の居住の保障と、子供への財産承継を実現させる制度として、長期居住権を使うことができます。すなわち、遺言や死因贈与契約を通じて、居住不動産の所有権は子供に与え、居住権を生存配偶者に与えるというものです。生前に、被相続人が、遺言や契約でこのようなアレンジをしておかなくても、共同相続人間の遺産分割において、そのような協議をしたり、あるいは、協議が調わないときの家庭裁判所の審判によって、そのような内容を定めることもできます。遺された生存配偶者と子供との間に親子関係がある場合でも、折り合いが悪い場合には、被相続人としては、手当てをしておきたいということがあったり、共同相続人間で調整措置として居住権を使うということがあるでしょう。また、折り合いがよくても、生前にきちんと手当をしておきたいということもあるでしょう。

そのような利用が想定されている長期居住権ですが、適用対象は、生存配偶者の居住に限定されています。その経緯、特に、改正の検討が始められたきっかけからすると、生存配偶者の居住保護が課題ですから、その課題には即したものとと言えます。しかし、法制審議会民法(相続関係)部会における審議においては、生存配偶者に限定することが適切なのかが問われました。法律婚ではない内縁の場合や、配偶者以外の家族、たとえば、子供の1人の場合などもありえます。そういった場合にも長期居住権を使うことができるようにすべきではないかという指摘です。最終的には、政策課題との関係もありまして、配偶者に限ることになりましたので、たとえば、

被相続人が、遺言で内縁の夫に、2人で居住している被相続人の所有する不動産について、長期居住権を与える旨を定めていても、内縁の夫が、今回導入される長期居住権を取得することはできません。その遺言のその部分は効力がないと判断されるか、長期居住権ではない、別の権利の付与として解釈されるかでしょう。では、配偶者以外に、生涯にわたって居住する権利を与えることはできないのでしょうか。ここで登場するのが信託です。受益者の居住の確保のための信託によって、配偶者以外の者の居住の確保を図ることができますし、また、所有不動産だけではなく、賃借権を対象とすることも可能です。民法が手当をしていないところを、信託を用いて対応することが考えられるわけです。民法が長期居住権の制度を新設することは、同様のことを信託を用いて行うことを、むしろ支えるように思われます。1つには、そういった信託の利用が民法秩序に反しないことを示すと思われます。また、もう1つには、具体的な事項としても、長期居住権の制度においては、修繕等の費用負担や、返還の事由等などの法律関係が明らかにされていますが、こういった規定は、信託によって対応を図るときの信託条項の定め方において、参考になるでしょう。

信託は、財産についての委任の要素と物権的な効果、責任財産の分離・独立の要素を併せ持っています。そのような特性をもつ制度ですが、そのような特性の一部ないし全部に着目してどのような目的のために使うかはオープンです。たとえば、民法の制度である抵当権と対比させますと、抵当権という制度は、当事者の合意で利用するかどうかを選択できるものですが、何のために利用するかは限ら

れています。まさに、担保のためです。信託は、担保のために用いることもできますが、もちろん、それ以外にも用いることができます。

信託は、仕組みであり、器であり、受け皿であると言えます。それをどのように使うか、その限界は、利用を考える者の想像力の限界にあると言われるのはまさにそのとおりでしょう。競合する制度との間で、問題事象や、目的に最適なものは何かを考える中で、信託は、1つの有力な候補になりうるものが、今後も予想されるのです。

おわりに

最後に、2点を申し上げたいと思います。

1つは、信託が多様に用いられる、またその可能性を秘めているといっても、濫用は厳に抑えられなければなりません。信託は、幅広い活用可能性があるといっても、やはり、一般には、なじみの薄いものであることは確かです。たとえば、公益信託法が改正され、奨学金のようなケースだけではなく、その他の自然環境の保全ですとか、或いは街づくりですとか、様々に期待されるものに使われていくことが求められるわけですが、そのもとで濫用事例が生じれば、「信託」は怪しい制度として、その本来あるべき展開可能性の芽が摘まれかねません。「評判」は、信託の制度の展開にとりわけ重要であると思われます。その評判を維持し、信託の期待される役割を發揮していくために何よりも重要なのも受託者です。信託の適正な運営は受託者が握っています。専門家としての高い知見と見識に裏打ちされた職業受託者が、信託業法等の適切な規制を背景に、信託を担い、信託の利用の実績を積み重ね、信託自体の信頼に足る

という「評判」を確立していくことの重要性が再認識されます。

もう1つは、報酬の点です。信託は、名義主体と利益享受主体を分離する仕組みであると申し上げました。受託者は、信託財産の名義主体であることから利益を得ることはできず、また、受益者の利益を専らにしなければならぬ、とも言いました。しかし、このことは、役務・サービスの提供に対する対価の取得を否定するものではありません。受託者は、信託財産から報酬を得ることができますが、これは、信託財産の名義主体であるから得ているわけではなく、自己の提供するサービスの対価を信託財産から得ているわけで

す。信託の多様な展開のためには、職業としての受託者の存在の確保が重要であり、ビジネスとして立っていけるだけのものが必要です。報酬は安ければよいというものでもなく、報酬を超えるサービスを受託者に要請するのも、無理があると言わざるをえません。「適正なサービスに対して適正な対価」、これは、信託にとどまらない、日本社会全体に通じる課題のようにも思われるのですが、その形成、確立、そしてまた、その理解の確立も重要に思われます。

私の話は、以上です。ご清聴くださいまして、誠にありがとうございました。

(おきの・まさみ)